

# 令和3年度ふくしまのプロスポーツ魅力向上事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

## 1 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

令和3年度ふくしまのプロスポーツ魅力向上事業業務委託

### (2) 委託の目的

本委託業務は、広く県民が県内のプロスポーツチーム（福島ユナイテッドFC、福島レッドホープス、福島ファイヤーボンズ、以下「県内プロスポーツチーム」という。）に触れる機会を創出し、スポーツの楽しさを感じてもらうことで、子どもから大人まで幅広い世代にプロスポーツの魅力を広め、新たなファンを獲得し、県全体でプロスポーツを応援する機運を醸成することを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙「令和3年度ふくしまのプロスポーツ魅力向上事業業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書(案)」とする。)のとおり

### (4) 委託期間

委託契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

### (5) 委託先選定数

1者

### (6) 委託契約額の上限

5,464,000円(消費税及び地方消費税を含む)

## 2 本プロポーザルに関する書類の提出先及び担当部署(問合せ先)(以下「事務局」という。)

福島県企画調整部地域政策課 (地域活力創造担当)

所在地 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

電話 024-521-7119(直通)

メールアドレス [tiikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp](mailto:tiikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp)

## 3 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和3年6月4日(金)
質問受付期限	令和3年6月11日(金)午後4時
質問に対する回答	令和3年6月15日(火)※予定
参加表明書提出期限	令和3年6月17日(木)午後4時
企画提案書等の提出期限	令和3年6月23日(水)午後4時
選定結果の通知及び契約締結	令和3年7月上旬

#### 4 プロポーザル参加者の資格

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 本事業委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。
- (2) 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 本プロポーザルの開始から審査会の開催日までに福島県から競争入札の参加資格制限等を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者でないこと。
- (7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

#### 5 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県地域政策課ホームページからダウンロードしてください。なお、窓口又は郵送等での配布は行いません。

・ホームページアドレス：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/>

#### 6 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第 1 号様式）を以下により提出してください。

##### (1) 提出期限

令和 3 年 6 月 1 1 日（金）午後 4 時まで（必着）

##### (2) 提出方法

2 の事務局宛に電子メール又は F A X により提出してください。電子メールの件名は「【質問】令和 3 年度ふくしまのプロスポーツ魅力向上事業業務委託」とし、電子メール、F A X とともに電話により送付した旨をお知らせください。

なお、電話による質問には応じません。

##### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県地域政策課ホームページにおいて公表します。なお、個別の回答は行いません。

(4) 回答日

令和3年6月15日(火)(※予定)

7 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書(第2号様式)を以下により提出してください。

(1) 提出期限

令和3年6月17日(木)午後4時まで(必着)

(2) 提出方法

ア 2の事務局宛に電子メール、FAX、郵送又は持参により提出してください。電子メール又はFAXにより提出した場合は、電話により送付した旨をお知らせください。

※ 持参の場合は、県庁開庁日の午前9時から午後4時までとします。

※ 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付してください。

イ 留意事項

提出期限までにプロポーザル参加表明書を提出しなかった者は、8に定める企画提案書等の提出ができないものとします。

8 企画提案書等の提出

企画提案書は、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限

令和3年6月23日(水)午後4時(必着)

(2) 提出方法

事務局宛に持参又は郵送により提出してください。

ア 持参する場合は、提出期限まで(ただし、土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後4時までとします。

イ 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付してください。

ウ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びFAXによる提出は認めません。

(3) 提出書類

ア 企画提案書

仕様書(案)の内容及び下記9の審査基準を踏まえ、以下の内容について記載すること。

なお、A4版横両面、横書き、左上綴じ、20枚を上限(表紙を除く)、表紙には「令和3年度ふくしまのプロスポーツ魅力向上事業業務委託提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。

① 知名度向上のための企画内容

- ・ イベントの開催場所、開催時期及び内容
- ・ 周知、広報手段
- ② 身近に感じてもらうための企画内容
  - ・ イベントの開催場所、開催時期及び内容
  - ・ イベントの出演者
  - ・ イベントの開催手法（オンライン開催の手法）
  - ・ 周知、広報手段
- ③ 県内プロスポーツチームの試合観戦者数を増加する企画内容
  - ・ 企画の開催期間及び内容
  - ・ イベント参加の特典
  - ・ 周知、広報手段
- ④ リーフレット等作成業務の企画内容
  - ・ 作成するリーフレット等の内容（頁数、構成等）
  - ・ 配布方法
- ⑤ SNS等による情報発信の企画内容
  - ・ SNSでの情報発信の内容、回数（頻度）
  - ・ パブリシティの内容、頻度
- ⑥ 小学生を対象とした情報発信の企画内容
  - ・ 小学校を対象とした情報発信の手法や内容
- ⑦ 業務実施スケジュール
  - ・ 想定される業務実施スケジュール表

イ 事業者概要書（第3号様式）

ウ 業務実施体制書（第4号様式）

エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）

オ 見積書（任意様式でA4版とする）

※見積の総額及び内訳について作成し、社名の下に担当者名・所属部署、連絡先を記載すること。

カ その他企画提案に必要な書類

#### （4）提出部数

6部（ただし、（3）エは原本1部のみ提出してください）

### 9 提案書の評価基準

提案書の評価項目及び評価基準は、別表「プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおりです。

### 10 提案書の審査及び委託候補者の選定

#### （1）審査方法

プロポーザル参加者からの提案について、福島県はこれを総合的に評価し、委託候補者及び次点の者を選定します。

## (2) 審査（書面審査）

プロポーザル参加者から提出された企画提案書について、上記9に定める評価基準に基づき、審査員が評価採点を行い、その点数を合計する方法により算出した総合得点を参考に、審査会が、委託候補者及び次点の者を選定します。

## (3) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

## 11 契約の締結

### (1) 委託契約の手続

事務局は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約により、委託契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとする。

また、委託契約候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならない。

ただし、同規則第229条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

### (2) 仕様書の協議

本委託業務の業務委託仕様書は委託契約候補者が提出した企画提案書等をもとに確定するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。委託契約候補者との協議が整わなかった場合、又は委託契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議を行うものとする。

### (3) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は委託契約の上限額を超えないものとする。

### (4) 事業実施責任者

本委託業務の実施に当たり、企画提案書に記載された実施責任者は、特別の理由がある場合を除き変更することができない。

## 12 留意事項

(1) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とします。

(2) プロポーザル参加表明書提出後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届出書（第6号様式）を提出してください。

(3) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めません。

(4) 提出後の企画提案書等の内容について、ヒアリングを行うことがあります。

(5) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないものとしますが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

(6) 提出された企画提案書等は返却しません。

(7) 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合があります。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- イ 提出書類に不備があった場合
- ウ 本募集要領に適合しない書類である場合
- エ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合

13 担当課（問合せ先・提出先）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）

福島県企画調整部地域政策課 担当：稲井

電話 024-521-7119 FAX 024-521-7912

E-mail tiikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp

(別表)

プロポーザル評価項目及び評価基準

審査項目		評価基準	配点	
I 業務遂行の能力		・業務実施体制、スケジュール、業務実績	10	
II 企画提案能力	1 県内プロスポーツチームのファンを拡大する事業	ア 知名度向上のための企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの方に来場いただける場所が提案されているか</li> <li>・開催時期及び期間は適切か</li> <li>・安全面など開催方法は適切か</li> <li>・知名度の向上やファンの拡大につながる魅力的な内容か</li> <li>・効果的な周知、広報が行われるか</li> </ul>	15
		イ 身近に感じてもらえるための企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全面など開催方法は適切か</li> <li>・県民にプロスポーツを身近に感じてもらえる内容か</li> <li>・知名度の向上やファンの拡大につながる魅力的な内容か</li> <li>・オンライン視聴が可能であるか</li> <li>・効果的な周知、広報が行われるか</li> </ul>	15
	2 県内プロスポーツチームの試合観戦者数を増加する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観戦者数の増加やリピーター化につながる企画か</li> <li>・多くの県民が参加できる企画か</li> <li>・参加者の健康増進や県産品の振興に配慮した企画か</li> <li>・効果的な周知、広報が行われるか</li> </ul>	20	
	3 県内プロスポーツチームの魅力を発信する事業	ア リーフレット等の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成するリーフレット等はチームの魅力等を効果的に発信できるものか</li> <li>・チームの魅力を発信できる内容か</li> <li>・効果的な配付方法が提案されているか</li> </ul>	10
		イ SNS等による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信の内容は、チームの魅力向上につながる内容か</li> <li>・情報発信効果の高い回数、頻度等が提案されているか</li> <li>・パブリシティは発信力の高い効果的なメディア、回数等か</li> </ul>	10
		ウ 小学生を対象とした情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生を対象にプロスポーツを紹介できる効果的かつ具体的な内容が提案されているか</li> </ul>	10
III 経費		・企画内容に対して妥当な見積額か	10	
合 計			100	